

NOTICE

約款 必ずお読みください

本約款の適用

第1条

- 1.当ホテルの締結する宿泊及び休憩約款は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定められていない事項については法令、又は慣習によるものとしします。
- 2.当ホテルは前項の規定にかかわらず、この約款の趣旨、法令、及び慣習に反しない範囲で特約に応ずる事ができます。

宿泊及び休憩の引受の拒絶

第2条

当ホテルには次の場合には宿泊及び休憩の引受をお断りする事があります。

- 1.宿泊及び休憩の申し込みが、この約款によらないものであるとき。
- 2.満員、満室により客室の余裕がないとき。
- 3.宿泊及び休憩しようとする者が、宿泊及び休憩に関し、法令の規定、又は公の秩序、若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められたとき。
- 4.宿泊、又は休憩しようとする者が、伝染病であると明らかに認められたとき。
- 5.宿泊、又は休憩に関し、特別の負担を求められたとき。
- 6.天災、施設の故障、その他、やむを得ない理由により宿泊又は休憩させる事ができないとき。
- 7.宿泊、又は休憩しようとする者が、泥酔者で他の宿泊、休憩者に著しく迷惑を及ぼすと認められたとき及び迷惑を及ぼす言動をしたとき。
- 8.宿泊、又は休憩者が犯罪又は刑法にふれるような行為をした者と認められたとき。

料金の支払い

第3条

- 1.休憩及び宿泊者が客室の使用を開始したのちに任意に休憩及び宿泊をしなかった場合においても御部屋料金は申し受けます。
- 2.お客様がお部屋を宿泊及び休憩の目的において客室をご利用の後、料金支払いが不能になった場合、当ホテルは客室料金を正確にお客様にご了解願ってお部屋をご利用いただいておりますので、万一所持金の不足あるいはその他の理由でお支払いが行われなかった場合、故意に予めお客様が無銭飲食を目的としたホテルの利用者であったとみなし然るべく毅然とした法的処置をとらせていただきます。

●お客様のお車は等ホテルの敷地内に置いていただいておりますが、駐車場内での事故及び盗難等の責任は一切追負いません。

●ペットの持ち込みを禁じます。

利用規則の厳守

第4条

宿泊、又は休憩者は当ホテル内において当ホテルが定めた下記の利用規則に従っていただきます。

- 1.ホテル内で暖房用、炊事用などの火器やアイロンなどを持ち込みで使用にならないこと。
- 2.ベッドの中など火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
- 3.声高・放歌や喧騒な行為、その他、他人に嫌悪感を与えたりなさらないこと。
- 4.睡眠薬、その他の薬物の使用はなさらないこと。
- 5.ホテル内に次のようなものをお持ち込みにならないで下さい。
(A)動物(B)はなはだしく多量な物品(C)不潔なものまたは悪臭を発生するもの(D)火薬や揮発油等、発火或いは引火しやすいもの(E)適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類
- 6.ホテル内でたばく及び風紀をみだすような行為をなさらないこと。
- 7.外来者を客室に入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと。
- 8.客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないこと。
- 9.ホテル内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に使用なさらないこと。
- 10.ホテル内の建築物や諸設備に異物をとりつけたり、現状を変更するような加工をなさらないこと。
- 11.ホテル内で他のお客様に広告物を配布するような行為をなさらないこと。
- 12.ホテルの外観をそこなうような品物を窓にお掛けにならないこと。
- 13.窓から物品をお投げにならないこと。
- 14.廊下やロビーなどに靴やその他の所持品を放置なさらないこと。
- 15.ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
- 16.駐車場の自動案内板において、料金をお客様に明確にご了解願っておりますが、不明の点がございましたら電話等でご料金をご確認くださいませ。
- 17.当ホテル内で突発的に病気、けが、事故などが発生した場合におきましても、当ホテルでは一切関知致さないと同時に責任を負いかねます。
- 18.当ホテルの付器、備品、建物本体及び、設備をお客様の責任において不注意或いは故意に破損及び漏水、冠水、落書き、焼けこげ等発生した場合、当ホテルが認める時価相当額を弁償或いは賠償していただきます。
- 19.宿泊当日は当ホテルのフロント及び各部屋の備えつけの用紙に登録して下さい。
- 20.ご入館施設等の故障等によりやむを得ず当ホテルより退館を申し入れたときは了承していただき、すみやかに退館願います。尚、その事を理由に金銭等の要求はしないこと。